

稲沢市 2007年10月27日

# 新しい自治の仕組みと市民参加

## ～市民参加の流行と混迷を越えて～

名古屋大学大学院法学研究科教授

市民フォーラム21・NPOセンター代表理事

後 房雄

### 1 市民参加の流行と混迷を越えて

- ・一部の市民の意見、市民の間の対立する複数の意見をどのように市政に反映すべきか
- ・市政の戦略目標（公的資金を使って市として取り組む課題）は一部の市民が決めるのではなく、市民全体を基礎にして決定すべき（マニフェスト＝政権公約か政策マーケティングによるニーズ調査）。しかし、それを実現するための方法は、優れたアイデアなら少数の市民の提案であっても採用すべき（首長や行政の判断）。

⇒ 自治体の戦略目標を実現するための自治体経営（企画立案 - （決定） - 実施 - 評価）の各段階への市民参加 = 協働型マネジメント・サイクル（東海市の事例など）

- ・参加は私的な意見や利益の実現のためではなく、「楽しみ」のため  
「（18世紀の）アメリカ人は、公的自由は公務（パブリック・ビジネス）に参加することにあり、この公務と結びついている活動は決して重荷になるのではなく、それを公的な場で遂行する人びとにほかでは味わえない幸福感を与えるということを知っていた。のちになって代表たちが有名な会議に出かけてゆくことになるように、人びとが町の集会に出かけてゆくのは、義務のためでなく、ましてや、自分自身の利害に奉仕するためでもなく、もっぱら討論や審議や決議を楽しむためであった。」（ハンナ・アーレント『革命について』ちくま学芸文庫、1995年、183ページ）

⇒ 私的個人としての参加ではなく、市民としての参加

\*自治体運営への市民参加と独自の市民活動の区別

## 2 自治の原型としてのNPO

- ・ アメリカにおける政府の形成過程（トックヴィル）  
NPO ⇒ 単機能自治体 ⇒ 市町村 ⇒ 州 ⇒ 連邦政府
- ・ 現在も、アメリカの自治体はNPO的性格を残す（自治体は住民投票によって設立される）
- ・ 現在でも、新しい社会問題に率先して取り組むのはNPO ⇒ 公的事業へ
- ・ 公的決定（政策と税）に基づいて実施を民間事業体に委託する「第三者政府」方式による相対的に小さな政府の維持
- ・ 有給公務員ゼロ（数名のボランティア議員のみ）の自治体が4000以上機能している

## 3 日本における共同体的自治の伝統、その断絶と再生

- ・ 日本における村落共同体的自治（ユイ、モヤイ、テツダイ）
- ・ 明治国家のもとでの行政村と自然村の二重化
- ・ 近代化推進の下部機構としての地方公共団体、地縁組織の残存
- ・ 「追い付き型近代化」達成後の課題（社会的試行錯誤のシステム）
- ・ 地方公共団体の自治体としての再生、住民の自主的自治組織の活性化
- ・ 地域自治区・近隣政府（意思決定の分権化）と実施を委ねる地域自治組織との区別
- ・ 地縁組織の民間団体としての自律化=NPO化（全世帯加入、世帯1票などの見直し）による新しい役割（囲い込み型の組織から自発的組織へ）

## 4 市民参加条例の意義

- ・ 条例は、憲法や地方自治法などと矛盾しない範囲でつくらざるをえない（拘束力のある住民投票制度は置けない）。
- ・ 憲法や地方自治法の内容自体が市民のなかで消化されていないので、それをあらためて消化し使いこなせるようにする広い意味での学習活動としての意義。
- ・ 市民参加についての市としての理念や基本的方針を宣言する意義。
- ・ 稲沢市として、市民参加についてのより踏み込んだ取り組みを開始する基礎を築く意義。

## 5 市民参加条例の類型

住民投票条例 ←————— →自治基本条例  
行政経営の企画立案・決定・実施・評価の各段階  
への市民参加の体系的な仕組み

## 6 自治体の将来像

- ・ 政治による明確な目標設定
- ・ 行政経営（PDCA）、その各段階への市民参加（協働型行政経営）
- ・ 市町村合併と自治体内分権（住民による自己決定の強化）
- ・ 民間団体による公的事業の実施、自主事業の多様な展開
- ・ 行政経営から地域経営への展開